

認知症が原因で
他者と口論多発

高齢者施設の規模
は、小さきままなも
のが現れています

高齢者の割合が増加す
るにつれて、大規模な
高齢者施設は増えてく
る傾向にあると思われ
ます。

その際に、注意が必
要なのが、入居者間の
トラブルの発生です。
年齢や入居の経緯、介
護が必要な理由もさま
ざまな利用者の方々が
共同生活を営む上で、
人間関係のトラブルが
生じることが避けて通
ることができなくなる
と思われま

かつて、高齢者施設
内における、利用者間
のトラブルが原因で転
倒事故が発生し、当該
転倒により骨折等の傷

害を受け、後遺症が残
ったという事案におい
て、施設に対する損害
賠償責任を認めた事例
があります。

被害者となった入居
者Xは、過去にも転倒
歴があり、見守りが必
要な状況にありまし
た。一方、加害者とな
ってしまった入居者Y
は、認知症があり、過
去にも、他の入居者や
介護職員と口論になる
などしており、喜怒哀

介護施設を 取り巻く 法律問題の今

入居者がケンカしてケガ 施設の安全配慮義務違も

ありました。そして、
Yは、他人のものを自
分のものと勘違いし、
取りもどそうとして暴
行に及ぶということが
過去にも散見されてい
ました。

◆◆◆

このような状況の
中、3名配置されてい
た介護職員らの手が他
の業務で塞がっていた
間に、YがXが利用し
ている車椅子を自らの
ものと勘違いし、取り
戻すためにハンドルを
握り、揺さぶった結果、
Xが転倒し、骨折等の
傷害を負い、後遺症が
残るような大きな怪我
を負うことになってし
まいました。

当時の法令等に照ら
して、事故のあった施
設において介護職員が
3名という体制自体は
法令を遵守したもので
あり、3名の体制であ
ったことや、全員の手

が塞がっていたこと自
体は安全配慮義務違反
とはされませんでした。
た。

解決だけでなく
再発防止に注力

しかしながら、Y自
身が過去にも暴言や暴
行に及ぶことがあった
こと、XとYが過去に
も車椅子をめぐるト
ラブルが生じていたこ
と、本件の転倒が生じ
る直前にも、YがXの
車椅子を揺さぶってい
たことなどを考慮し、
その場で二人を引き離
すのみでは再度トラブ
ルが生じ、その結果、
転倒に必要なX

が転倒することは容易
に予見が可能であった
にもかかわらず、二人
を接触させないように
しなかったことは安全
配慮義務違反となると
判断されました。

入居者間のトラブル
については、当事者間
の問題という点もあり
ますが、高齢者施設に
おいては、それらのト
ラブルから生じる傷害
等の結果が重大なもの
につながる恐れがあり
ます。目の前のトラブ
ルを避けることなく解
決することに加え、再
発防止に尽くすことが
非常に重要であるとい
えるでしょう。



家永 勲

AVANCE LEGAL
GROUP LPCC 執行役
員
企業法務事業部部長

【プロフィール】

不動産、企業法務関
連の法律業務、財産管
理、相続をはじめとす
る介護事業、高齢者関
連法務が得意分野。
介護業界、不動産業
界でのトラブル対応と
その予防策についてセ
ミナーや執筆も多数。